



臨時福祉給付金の処理もれについて

と き 平成 27 年(2015 年)7 月 15 日発表

と ころ 福祉部臨時給付金担当課

平成 27 年 6 月 30 日、平成 26 年度に区の窓口で受け取った、臨時福祉給付金の申請 1 件の処理がなされていないことがわかりました。

区では、申請されていた方に謝罪し、給付金を支払う手続きを進めています。

臨時福祉給付金の事務手続きにおいてミスがあったことを深くお詫びいたします。区では、文書処理の見直しとマニュアルの整備を行い、再発防止に努めます。

【経過】

臨時福祉給付金の申請は、通常は郵送によりお受けしますが、申請書の封筒を出張所や福祉事務所等の窓口で持参された場合、文書交換便により区役所の臨時給付金担当課に送付していました。

送付には、専用の交換袋を使用しており、受け取った担当課で申請書の封筒を取り出し、給付手続きを行っていました。

平成 27 年 6 月 30 日、専用の交換袋を確認したところ、平成 26 年度の臨時福祉給付金の申請書 1 件の入った封筒が発見されました。担当課で確認したところ、この申請については手続きがなされておらず、申請された方に臨時福祉給付金は支給されていないことがわかりました。

【原因】

臨時給付金担当課に専用の交換袋が届いた際に、職員の確認が不十分であったため、申請書の封筒が交換袋の中に残され、処理が行われませんでした。

なお、この申請書の提出期日は、給付システムの対応記録から平成 26 年 11 月以降と推定されますが、確定はできませんでした。

また、同時期に使用していた他の専用の交換袋を点検したところ、すべて空でした。

【件数および金額】

1 件 15,000 円(内訳 臨時福祉給付金 10,000 円、加算金 5,000 円)

【申請者への対応】

職員がご自宅に伺い、経過を説明し、謝罪いたしました。申請の給付金については、速やかに支払う手続きを進めています。

【再発防止策】

本件は、臨時給付金担当課において、各窓口から送付されてくる専用交換袋内のチェックが不十分であったことが原因でした。

臨時給付金担当課では、平成 27 年度の臨時給付金等に関して、各窓口で受領した申請書の取り扱いについては、窓口での受領・送付と臨時給付金担当課での受領をチェックできる仕組みを実施します。

(参考)

平成 26 年度練馬区における臨時給付金支給日程

申請受付開始 平成 26 年 6 月 16 日

申請締め切り 平成 26 年 12 月 16 日

支給期限 平成 27 年 3 月 31 日